

2017 年 4 月 1 日

比 較 法 学 会

理事長 北村 一郎

会 員 各 位

比較法学会第 80 回総会を、下記の要領にて開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

比較法学会第 80 回総会

日 時： 2017 年 6 月 3 日（土）・4 日（日）

開催校： 明 治 大 学

責任者 佐々木 秀智（法学部教授、本会理事）

開催地： 明治大学 駿河台キャンパス

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台 1-1

受 付： 第 1 日 リバティタワー 1 階

第 2 日 リバティタワー 1 階

* 報告会場（教室）や時間配分などは、変更の可能性があります。当日、会場での案内をご確認ください。

参加登録は、オンライン（18-19 頁）または F A X（20 頁）にて、

5 月 15 日（月）までをお願いいたします。

可能な限り、オンライン登録をご利用ください。

※ 参加登録なしに来場される会員の方が多く、受付の遅延・資料の不足等、運営に支障を来しております。お手数でも、ご登録をお願いいたします。

両日の昼食としてお弁当を手配します（各日 1,000 円）。ご入用の会員は、参加登録と併せてお申込みください。お支払いは、当日、現金にて承ります。

第 1 日終了後に懇親会を開催します（会費 5,000 円）。出席される会員は、参加登録と併せてお申込みください。お支払いは、当日、現金にて承ります。

I. 概 要

第1日：6月3日（土）

部 会 報 告 9:00～12:00
 英米法部会（1） 1012教室
 英米法部会（2） 1021教室
 大陸法部会 1021教室
 社会主義法・アジア法部会 1022教室

	英米法（1）	英米法（2）	大陸法	社会主義法・アジア法
9:00～ 9:55	金澤	宮下		杉田
10:00～10:55	渡井		小川	王
11:00～11:55	上机		松谷	長谷川

昼 食 12:00～13:30 1001教室

※ お弁当（1,000 円）を手配します。参加登録の際にお申込みください。

理 事 会 12:00～13:30 明治大学研究棟第1会議室

会 員 総 会 13:30～13:55 1012教室

ミニ・シンポジウム 14:00～17:00

A「法の支配のヒストリー」 1012教室
 B「同性カップルと家族形成」 1021教室
 C「アジア諸国における観光立国をめぐる法的諸問題」 1022教室

※ 休憩場所（兼 昼食場所） 9:00～17:00 1001教室

懇 親 会 17:30～19:30 グローバルフロント・グローバルラウンジ

※ 参加登録の際にお申込みください。会費（5,000 円）は当日現金にて承ります。

第2日：6月4日（日）

シ ン ポ ジ ウ ム 9:30～17:00 1013教室（リバティホール）

「消費者法の発展—被害の救済手法と抑止手法の多様化」

午 前 の 部 9:30～12:10

昼 食 12:10～13:55 1011教室

※お弁当（1,000 円）を手配します。参加登録の際にお申込みください。

理 事 会 12:10～13:55 明治大学研究棟第1会議室

午 後 の 部 14:00～17:00

※ 休憩場所（兼 昼食場所） 9:00～17:00 1011教室

Ⅱ. プログラム詳細

***** 第1日（6月3日（土））*****

部 会 報 告 9:00~12:00

英 米 法 部 会 （ 1 ）

1012教室

- 9:00~ 9:55 金澤 大祐（日本大学助教）
「イギリスにおける取締役の債権者に対する責任」
司会：三上 威彦（慶應義塾大学、本会理事）
- 10:00~10:55 渡井 理佳子（慶應義塾大学教授）
「アメリカにおける対内直接投資規制の現況」
司会：会沢 恒（北海道大学、本会理事）
- 11:00~11:55 上机 美穂（札幌大学准教授）
「アメリカ不法行為法におけるプライバシー保護とその展開」
司会：紙谷 雅子（学習院大学、本会理事）

英 米 法 部 会 （ 2 ）

1021教室

- 9:00~ 9:55 宮下 摩維子（早稲田大学大学院研究生）
「イングランド・ウェールズおよびアメリカにおける多段階紛争解決合意の効力について」
司会：中村 民雄（早稲田大学、本会理事）

大 陸 法 部 会

1021教室

- 10:00~10:55 小川 恵（同志社大学助教）
「ドイツ相続法における遺言執行者の職務権限と機能」
司会：上田 誠一郎（同志社大学、本会理事）
- 11:00~11:55 松谷 秀祐（関東学院大学専任講師）
「ドイツ保険契約法における保険者の助言義務の構造」
司会：潘 阿憲（法政大学）

社会主義法・アジア法部会

1022教室

- 9:00~ 9:55 杉田 昌平（名古屋大学特任講師）
「ベトナムにおける法律解釈権限の帰属と立法内容における問題」
司会：宇田川 幸則（名古屋大学、本会理事）
- 10:00~10:55 王 学士（東京大学博士後期課程）
「中国における保険金詐欺請求の法的規制とその課題」
司会：鈴木 賢（明治大学、本会理事）
- 11:00~11:55 長谷川 雄之（日本学術振興会特別研究員PD・広島市立大学協力研究員）
「ロシア連邦における安全保障法制の変容—2010年安保法改正の意義—」
司会：渋谷 謙次郎（神戸大学、本会理事）

昼	食	12:00~13:30	1001教室
理	事	12:00~13:30	明治大学研究棟第1会議室
会	員	13:30~13:55	1012教室
総	会		

ミニ・シンポジウム 14:00~17:00

ミニ・シンポジウム A

1012教室

「法の支配のヒストリー」

企画責任者・司会 戒能 通弘（同志社大学）

「クック、ホップズ、ベンサムと法の支配—趣旨説明を兼ねて」	戒能 通弘（同志社大学）
「Dicey 議会主権論の限界と法の支配」	内野 広大（三重大学）
「草創期アメリカ憲法学と『法の支配』—『統治の法』としての憲法」	大久保 優也（千葉商科大学）
「Lochner 判決と法の支配」	清水 潤（崇城大学）
「動的プロセスとしての法の支配」	椎名 智彦（青森中央学院大学）

ミニ・シンポジウム B

1021教室

「同性カップルと家族形成」

企画責任者・司会 渡邊 泰彦（京都産業大学）

「フランス」	大島 梨沙（新潟大学）
「アメリカ」	鈴木 伸智（愛知学院大学）
「ブラジル」	マルセロ・デ・アウカンタラ（お茶の水女子大学）
「イギリス」	田巻 帝子（新潟大学）
「ニュージーランド」	梅澤 彩（熊本大学）
「オランダ」	渡邊 泰彦（京都産業大学）

ミニ・シンポジウム C

1022教室

「アジア諸国における観光立国をめぐる法的諸問題」

企画責任者・司会 宇田川 幸則（名古屋大学、本会理事）

「インド」	浅野 宜之（関西大学）
「タイ」	西澤 希久男（関西大学）
「中国」	櫻井 次郎（神戸市外国語大学）

懇 親 会 17:30~19:30 グローバルフロント・グローバルラウンジ

***** 第2日（6月4日（日）） *****

シンポジウム 9：30～17：00 1013教室（リバティホール）

「消費者法の発展—被害の救済方法と抑止方法の多様化」

企画責任者 松本 恒雄（独立行政法人国民生活センター）

午 前 の 部 9：30～12：10

9：30～9：50	「企画趣旨と日本の概況」	松本 恒雄（国民生活センター）
9：50～10：10	「日本の最近の立法」	小田 典靖（消費者庁）
10：10～10：40	「ドイツ」	宗田 貴行（獨協大学）
10：40～11：10	「フランス」	町村 泰貴（北海道大学）
11：10～11：40	「イギリス」	菅 富美枝（法政大学）
11：40～12：10	「アメリカ」	靱岡 宏成（北海道教育大学旭川校）

昼 食 12：10～14：00 1011教室

理 事 会 12：10～14：00 研究棟第1会議室

午 後 の 部 13：30～17：00

14：00～14：30	「ブラジル」	前田 美千代（慶應義塾大学）
14：30～15：00	「中国」	白出 博之（弁護士・JICA長期専門家）

【15：00～15：20 休 憩】

15：20～17：00 質 疑 ・ 討 論

Ⅲ. 要 旨

***** 部 会 報 告 *****

◎ 英 米 法 部 会 (1)

イギリスにおける取締役の債権者に対する責任

金澤 大祐

(日本大学大学院法務研究科・助教)

本報告は、イギリス法における取締役の会社債権者に対する責任に関する法制を参照し、日本法における会社倒産時の取締役に対する責任追及につき、会社法制と倒産法制の交通整理を試みるものである。

イギリス法は、会社の支払不能時に、個別の会社債権者が取締役に対し、債権者の利益を考慮する義務の違反を理由に、責任追及することを債権者平等の原則の観点から否定し、倒産手続開始後において清算人等が責任追及をすることになる。イギリス法は、会社倒産時における取締役に対する責任追及を倒産法制に委ねる法制となっている。

これに対し、日本法では、会社倒産時における取締役に対する責任追及が倒産手続開始前であっても可能であり、また、倒産手続開始後においては、会社法上の制度と倒産法上の制度とが併存している。

本報告では、日本法においても、イギリス法と同様に、会社倒産時における取締役に対する責任追及を倒産法制に一本化すべきか否かについて検討する。

関連文献：金澤大祐「イギリスにおける取締役の債権者に対する責任についての一考察」日本大学法科大学院法務研究第 14 号 (2017) 85～99 頁

アメリカにおける対内直接投資規制の現況

渡井 理佳子

(慶應義塾大学大学院法務研究科・教授)

アメリカでは、1988 年に安全保障の見地からの対内直接投資規制法が設けられ、改正を経て現行の 2007 年外国投資及び国家安全保障法となった。同法の審査は、3 次にわたっており、投資計画の大半は対米外国投資委員会による 1 次審査で承認される。しかし、安全保障に脅威を生じると判断された投資計画については、2 次審査においてその脅威を軽減するための協議が行われる。この段階でも承認が得られなかった場合は、大統領による 3 次審査へと移行する。これまで、大統領の中止命令が出されたのは、1990 年の中国の政府関連企業による航空機部品企業の買収計画、2012 年の中国企業のアメリカ子会社による風力発電企業の買収計画、そして 2016 年の中国企業によるドイツの半導体メーカーのアメリカ子会社の買収計画の 3 件であった。

アメリカでは新政権が発足し、対内直接投資規制についても見直しの動きが出てきている。そこで、アメリカの現況をふまえ、日本への示唆について言及することとしたい。

関連文献：渡井理佳子「アメリカにおける食料安全保障と対内直接投資規制」慶應法学 36 号 125-144 頁 (2016 年)

Rikako Watai, *Foreign Direct Investment in United States, in* COMPARATIVE LAW YEARBOOK OF INTERNATIONAL BUSINESS: VOLUME 38 147-183 (Dennis Campbell ed., Kluwer Law International, 2016)

アメリカ不法行為法におけるプライバシー保護とその展開

上机 美穂

(札幌大学地域共創学群・准教授)

日本のみならず各国において、プライバシーは、その定義の不明確さから長年多様な議論がなされている。しかし、未だ着地点を見出していない。

現在プライバシーは、不法行為法のみならず、さまざまな法領域において議論されるところである。このうち、不法行為法特有の問題として、①そもそもプライバシーは、不法行為法上、被侵害利益となるか、②救済は、民法 709、710 を根拠とする損害賠償のみで十分であるか、不十分ならば他に有効な救済方法とはなにか、ということがある。特に①は、わが国のみならずアメリカ合衆国においても焦点となっている。また②は、わが国の不法行為法における救済方法をめぐる問題にも影響するものである。

本報告では、アメリカ不法行為法上におけるプライバシー侵害の様態と、その保護の展開を考察する。考察により、不法行為法の観点から、わが国の今後のプライバシー保護のあり方について示唆を得ることとしたい。

関連文献：拙著「新たな名誉・プライバシー侵害様態とその保護」月報司法書士 519 号 13-21 頁 (2015 年 5 月)。

同「インターネット上の発言による名誉毀損・プライバシー侵害の救済」札幌法学 24 巻 1 号 31-55 頁。

◎ 英 米 法 部 会 (2)

イングランド・ウェールズおよびアメリカにおける多段階紛争解決合意の効力について

宮下 摩維子

(早稲田大学大学院法学研究科・研究生)

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の施行以来、ADR の利用が活発化する傾向にある。多段階紛争解決合意は、国家裁判所に訴えを提起する前に ADR による紛争解決を試みることを合意するもので、近年国際社会で広く用いられている。日本においては、東京高裁平成 23 年 6 月 22 日判決が、多段階紛争解決合意の訴訟法上の効力について消極的判断を示したが、上記法律の趣旨に反するのではないかとの疑問がある。本報告では、この疑問を検討するための視点を獲得するため、イングランド・ウェールズおよびアメリカにおける多段階紛争解決合意の効力に関する議論の状況を紹介する。その詳細は報告に委ねるが、イングランドにおいては、1990 年半ばに始まった司法制度改革の結果、訴訟費用の負担を命じる権限によって裏付けされた裁判所の強い訴訟指揮権により、調停促進の実効性がかなりの割合で担保されている。米国においては州ごとにその取扱いが異なるものの、統一調停法によって調停が推進されており、また仲裁を ADR の一部と観念し、仲裁法の規定を ADR の一類型である調停にも拡大して適用してする判例も多く存在する。

関連文献：宮下摩維子「イングランド・ウェールズにおける多段階紛争解決合意の効力（１）（２・完）」早稲田大学大学院法研論集 158 号 325 頁, 159 号 347 頁(2016)

宮下摩維子「アメリカにおける多段階紛争解決合意の効力」早稲田大学大学院法研論集 161 号 229 頁(2017)

◎ 大陸法部会

ドイツ相続法における遺言執行者の職務権限と機能

小川 恵

(同志社大学法学部・助教)

遺言執行者制度は、遺言者の意思を実現するために中核的な役割を担っている。しかし、わが国の遺言執行者制度は、民法において簡潔に規定されるにとどまり、その詳細は解釈に委ねられている。今後も高齢化社会において遺言と遺言執行者制度の利用が見込まれることを考えると、遺言執行者制度は現代社会においてどのように機能すべきなのかを明らかにする必要があるように思われる。翻って、ドイツ相続法においては、きわめて詳細な規定が設けてられており、遺言執行者が幅広い職務権限を有することが示されている。もっとも、遺言執行者のより具体的な職務権限をめぐっては、例えば遺言内容と相続人の意向とが異なる場合に、相続人の意向をどこまで執行行為に反映することが許されるか、といった点で、しばしば紛争が生じてきた。本報告では、これらの具体的な紛争を分析し、ドイツにおける遺言執行者の職務権限、言い換えれば、遺言執行者が担う役割について考察する。

関連文献：拙稿「ドイツ相続法における遺言執行者の職務権限とその限界」同志社法学 67 巻 1 号 (374 号) 99-156 頁。

ドイツ保険契約法における保険者の助言義務の構造

松谷 秀祐

(関東学院大学法学部・専任講師)

平成 26 年の改正により、日本の保険業法においては情報提供義務が正面から規定されることとなったが、いかなる場合に保険者の私法上の情報義務違反が認められるのかまた保険者の情報義務違反が認定された場合にどのような法的効果が生ずるのか、未解決のままであるとされている。本報告ではこれらの点に関し、情報提供義務のうち、助言義務に考察対象を限定した上で、助言義務の要件・効果に関し明文の規定を有し（ドイツ保険契約法第 6 条）、関連して判例・学説の蓄積が見られるドイツ法での議論から示唆を得ることを目的とする。

関連文献：松谷秀祐「保険者の助言義務に関する一考察」滝沢昌彦ほか〔編〕『民事責任の法理・円谷峻先生古稀祝賀論文集』（成文堂、2015 年）409-420 頁。

◎ 社会主義法・アジア法部会

ベトナムにおける法律解釈権限の帰属と立法内容における問題

杉田 昌平

(名古屋大学大学院法学研究科・特任講師)

本報告は、裁判所の機能が異なる国家間における立法内容の差に着目し、法整備支援の現場における問題を検討するものである。裁判所は一般的に、法創造機能、法解釈機能、法適用機能の3つの機能のうち、いずれかを有する。日本の裁判所は、(消極的)法創造機能、法解釈機能及び法適用機能を有する裁判所であるといえ、裁判官は抽象的な文言を解釈した上で具体的な事案に適用することができる。他方、ベトナムでは、国会常務委員会に憲法及び法律の解釈権が帰属しているため(ベトナム憲法74条)、ベトナムの裁判所は法適用機能のみを有する裁判所であるといえる。そのため、ベトナムの裁判官は抽象的な文言を解釈し具体的な事案に適用するというを行い難く、法を適用するために法律の内容をより詳細に規定した下位規範を必要としている。

このような裁判所の機能が異なる国家間で、一方の法律が参照され他方に持ち込まれた場合における問題点を検討し、裁判所の機能が異なる国家間でどのように法整備支援を行うべきかの示唆を得ようとするものである。

関連文献：JICA 法・司法制度改革支援プロジェクト(フェーズ2) 民法共同研究会「2015年ベトナム民法改正ドラフトに対する JICA 民法共同研究会見解」(2015年)

安田理恵「法概念をあらわすコトバの同一化、その意味の差異性—比較法・法整備支援における行政行為概念—」Nagoya University Asian Law Bulletin vol. 2, 41 頁以下(2016)

中国における保険金詐欺請求の法的規制とその課題

王 学士

(東京大学大学院法学政治学研究科・博士後期課程)

本報告の課題は、生命保険や各種損害保険などの私的保険制度における保険加入者による詐欺的な保険金請求に関してどのような法的規律をすべきか、というものである。

現在の中国においては、詐欺請求の対策に関して、立法上には例えば、民事法上の制裁として保険法27条は、日本法と類似して保険契約者等が保険者に保険契約に基づく保険給付を行わせることを目的として給付事由を発生させたり、多額の保険金を保険者から詐取しているような場合に、保険金の支払の拒絶または保険契約自体の解除を認める規定を設けている。中国では、詐欺請求の意義を限定的に解するか、広げるかについて意見の対立があるが、モラル・リスクを抑止するための手段の一環として、大きな方向としては広げるにより詐欺請求に対して厳しく対処する方向である。

刑事法上の制裁については、日本では、保険金詐欺の場合には刑法246条1項の詐欺罪が成立すると解されるが、現実には詐欺罪での保険金詐欺の立件は容易でない。比較法的には、保険金の詐欺的請求を特別の犯罪として刑法に規定する国は珍しくない。中国においても、詐欺請求を特別の類型として刑法198条に規定している。詐欺的な保険金に対する抑止に大きな役割を果たしている。今後、日本が詐欺的な保険金請求に対する対策の課題を検討する際に、中国における規制は、その場合に考慮すべきポイントを示唆するものとして参考になろう。

関連文献：拙稿「保険金の詐欺的請求の規律に関する一考察—米国法を参考にして」生命保険論集197号129~200頁(2016年12月)。

ロシア連邦における安全保障法制の変容－2010 年安保法改正の意義－

長谷川 雄之

(日本学術振興会・特別研究員 P D、広島市立大学・協力研究員)

現代ロシアの安全保障に係る法的基盤は、連邦憲法及び安全保障についての連邦法（安保法）である。後者の安保法は、2010 年 12 月に、およそ 18 年ぶりに改正され、それに従って、安全保障に係る下位の規範も改められている。連邦憲法では、大統領に強い権限が付与され、現代ロシアの大統領制は、超大統領制ないし超然大統領制とも呼ばれる。安全保障に係る法的権限も大統領に集中しており、安全保障政策の司令塔たる安全保障会議（安保会議）は、大統領が編成・指揮することとなっている。安保会議・会議体の構成をみると、安全保障政策の担当閣僚に加え、連邦議会両院議長がそれぞれ常任委員に任命されている。

本報告では、2010 年安保法の制定過程を分析し、改正前の法律との比較を通じて、その特徴を抽出する。その上で、現代ロシアにおける安全保障法制を、主として、連邦議会による監督機能、国家権力諸機関の権限の分掌、安保会議の権限という視点から読み解く。

関連文献：拙稿「現代ロシアにおける国家安全保障政策決定機構－安全保障会議の制度構築に関する一考察」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』№. 1001, 2016 年, 2-18 頁.

◎ ミニ・シンポジウム A

法の支配のヒストリー

企画責任者・司会 戒能 通弘（同志社大学）

「法の支配」は、「立憲主義」と関連して、昨今の日本でも大いに議論されているテーマである。英米でも、規範的な議論とともに、その思想史についても、従来の理解とは違った見方を示すとともに、現代へのヒントを探ろうとする意欲的な研究が続き、法の支配の伝統の全体を扱った優れた研究書の公刊も続いている。ただ、最近の英米では、法の支配に関する研究も、原典の再解釈、新たな文献の発見、データベースの飛躍的な充実や、コンテキストのより厳密な分析、周縁に位置づけられていた法律家たちの再評価など、大幅に進展しており、日本の研究者が単独でこれらをフォローすることは極めて難しくなっている。幸い、このミニ・シンポジウムでは、法の支配の歴史において重要な、特定の法律家や思想を専門的に研究してきた報告者を揃えることができた。

このミニ・シンポジウムでは、16 世紀後半から 20 世紀半ばのイギリス、アメリカにおける法の支配の伝統を対象として、「法の支配のヒストリー」を描くことを目指している。イギリスでは、クック、ホップズ、ベンサム、ダイシー、アメリカでは、ケントとストーリー、ニュー・ディール時代までのレッセフェール憲法学、それを強く批判したホームズからリアリズム法学の時代とそれを受けた時代の法の支配の思想について、各々の専門家に報告を依頼した。「法の支配」に対する関心が高まりつつあるなか、最新の海外の研究を踏まえ、法の支配の伝統全体、法の支配をめぐる英米の様々な思想を提示することは、法の支配とは何かを改めて検討する必要があると感じているような研究者の方々、法の支配の「法」とは、どのようなものなのか、法の支配と民主主義の関係、裁判官の役割など、原理的な問題に関心を持っている研究者の方々にとっても、興味深いものになるのではないだろうか。

報告：

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| 「クック、ホップズ、ベンサムと法の支配—趣旨説明を兼ねて」 | 戒能 通弘（同志社大学） |
| 「Dicey 議会主権論の限界と法の支配」 | 内野 広大（三重大学） |
| 「草創期アメリカ憲法学と『法の支配』—『統治の法』としての憲法」 | 大久保 優也（千葉商科大学） |
| 「Lochner 判決と法の支配」 | 清水 潤（崇城大学） |
| 「動的プロセスとしての法の支配」 | 椎名 智彦（青森中央学院大学） |

関連文献：戒能通弘『近代英米法思想の展開—ホップズ・クック論争からリアリズム法学まで』（ミネルヴァ書房、2013）。

内野広大「憲法と習律—Dicey 伝統理論と『議会主権論』の基底にあるもの（1）～（3）完」法学論叢 166 巻 3 号、167 巻 1 号、4 号（2009、2010）。

大久保優也「草創期合衆国憲法における『憲法秩序』の構想—ケント、ストーリーと初期合衆国憲法の政治経済思想的基礎（1）～（4）完」早稲田大学大学院法研論集 146～149 号（2013、2014）。

清水潤「アメリカにおける不文憲法の伝統（1）～（3）完」中央ロー・ジャーナル 9 巻 2 号、10 巻 2 号、3 号（2012、2013）。

椎名智彦「プロセス法学再訪—その背景と意義」青森中央学院大学研究紀要 16 号（2011）；「フラ—解釈の新局面—法システムを支える人間像」法哲学年報 2014（2015）。

◎ ミニ・シンポジウム B

同性カップルと家族形成

企画責任者・司会 渡邊 泰彦（京都産業大学）

同性カップルの法的承認をめぐり、日本では 2015 年にパートナーシップ証明書を発行する地方自治体が登場し、緒に就いたばかりである。世界的には 21 世紀に同性婚を導入した国は現在 20 カ国以上に広がっており、ミニ・シンポジウムでは 2003 年「家族の再定義と法の役割」、2012 年「同性婚」において、その展開を紹介してきた。今回は対象を広げ、ブラジル、イギリス、ニュージーランド、オランダにおける同性カップルの家族形成をテーマにする。

同性カップルによる家族形成に関しては、(1)「婚姻の柔軟化」として異性間の婚姻から、パートナーシップ制度、同性婚への動き、(2)「親子関係の柔軟化」として父母と実子(自然妊娠)または養子(縁組)から、生殖補助医療または養子制度の利用における条件や制限の変化がみられる。

(1)について、上記 6 カ国は現在までに同性婚を導入している。ブラジルは、男女の安定した結合を家族団体として保護すると憲法に明記しているが、司法による同性婚の導入を行った。イギリスは、同性婚を導入しながらも、同性カップルのみのパートナーシップ制度を維持している。

(2)について、フランスは、同性カップルに婚姻と同時に共同縁組を認めたが、生殖補助医療については利用が制限されるなど、厳格な態度を維持している。これに対して、同性婚の導入前から、アメリカの一部の州やイギリス、オランダは、女性カップルによる生殖補助医療において実母とともにそのパートナーも母(デュオ・マザー)としている。

本ミニ・シンポジウムでは、上記のような特色をもつ各国の同性カップルと家族形成について報告することにより、同性カップルに留まらない多様な「家族」が家族を形成する際に問われる「婚姻の意義」や「実親子関係の基礎」とは何かを再検討するきっかけを提供していきたい。

報告：「フランス」	大島 梨沙（新潟大学）
「アメリカ」	鈴木 伸智（愛知学院大学）
「ブラジル」	マルセロ・デ・アウカンタラ（お茶の水女子大学）
「イギリス」	田巻 帝子（新潟大学）
「ニュージーランド」	梅澤 彩（熊本大学）
「オランダ」	渡邊 泰彦（京都産業大学）

関連文献：本山敦・田巻帝子・鈴木伸智・梅澤彩・大島梨沙・マルセロ・デ・アウカンタラ・渡邊泰彦「小特集 同性婚の比較研究」 法律時報 88 巻 5 号 (2016) 52 頁。

アジア諸国における観光立国をめぐる法的諸問題

企画責任者・司会 宇田川 幸則（名古屋大学、本会理事）

人口減少・少子高齢化に直面する日本において、政府は地方の需要を生み出し、雇用を創出する地方創生を、持続的な経済成長を実現するための喫緊の最重要課題とした。観光は、海外からの旺盛なインバウンド需要の取り込みによって交流人口を拡大させ、地域を活性化させる原動力であると位置づけられ、2006年12月に観光立国推進基本法が制定され（2007年1月施行）、20076月には観光立国推進基本計画が公表され、2013年3月に観光立国推進閣僚会議が立ち上げられるなど、観光立国の実現を目指して様々な取組がなされている。

諸般の施策が奏功して、2015年にはインバウンド客が2000万人弱に達し、2020年に2000万人まで増加させるとの所期の目標は前倒しで達成させる見込みとなった。観光立国への道を順調に歩んでいるかのように見えるが、インバウンド客の増加のみが重視され、経済成長と国民が豊かになることに資するという観光立国本来の趣旨が軽視されている、インバウンド客増加に対応するための法的手当が不十分である、といった批判がなされていることは周知の通りである。また、観光立国推進基本法や観光立国推進基本計画、近時公表された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」（観光立国推進閣僚会議）等をもても、観光立国がもたらす負の側面（環境問題、資源問題等）については何ら言及されていない。

目をアジア諸国に転じてみれば、観光を国の中心産業に据える国は多く、これらの国から学ぶべき点も多い。そこで、本ミニシンポジウムでは、インド、タイおよび中国を対象に、これらの国における観光立国の進展とそれに伴う法的諸問題への対応を比較検討し、日本のそれへの示唆とすることを目的とする。

報告：「インド」
「タイ」
「中国」

浅野 宜之（関西大学）
西澤 希久男（関西大学）
櫻井 次郎（神戸市外国語大学）

消費者法の発展—被害の救済方法と抑止方法の多様化

企画責任者 松本 恒雄（独立行政法人国民生活センター）

1. 企画趣旨

消費者の利益を守るためには、被害の防止と救済の双方が不可欠である。被害の防止には、消費者自らによる被害回避と、事業者への働きかけによる被害抑止の双方が必要である。被害抑止の手法としては、直接的な抑止と、金銭賦課を梃子とした間接的抑止がある。2016 年は、日本においても、不当表示に課徴金制度を導入した改正景品表示法が施行され、また消費者団体による消費者の集団的被害回復訴訟を可能にする消費者裁判手続特例法が施行されるなど、新たな手法が導入された。

本シンポジウムでは、被害の多様な救済方法と抑止方法及びそれらの関係についての各国法の特徴を析出し、日本の消費者法の進むべき方向性についての示唆を得ることを目的とする。

2. 各報告概要（報告順）

（1）日本の最近の立法 小田 典靖（消費者庁）

日本において、消費者被害の救済と抑止のために、最近施行あるいは改正されたいくつかの法律を取り上げる。まず、2016 年 10 月から施行されている消費者裁判手続特例法の考え方、被害救済のメカニズム、今後の課題等について検討する。次に、2016 年 4 月に施行され、2017 年 1 月に最初の納付命令が下された景品表示法の課徴金制度の仕組みとその期待される役割を取り上げ、最後に、2016 年 5 月に改正され、2017 年 12 月までに施行予定の特定商取引法における消費者利益の保護のための行政処分規定の整備について触れる。

（2）ドイツ 宗田 貴行（獨協大学）

消費者の被害を救済する機能を有する制度のうち、①消費者団体による集合的訴訟は、たしかに活用がみられるが、被害者にとっての授權等の労力・費用の負担、消費者団体にとっての個々の請求を基礎づける証拠の収集にかかる費用・労力の負担等の要因から、少額かつ巨大訴訟になればなる程、限定的にしか機能しなくなるという問題がある。他方で、②カルテル庁の利益返還命令は、公共料金の不当な値上げの事例で実務上の意義を獲得している。本報告は、被害者救済の機能および抑止機能の観点からドイツの諸制度を概観し、①での立証負担軽減策および②の制度内容とその運用に重点を置く。

（3）フランス 町村 泰貴（北海道大学）

消費者被害の抑止と救済は、行政庁と消費者団体とがそれぞれ役割分担をしている。行政庁は DGCCRF およびその地方組織が消費者法の執行にあたっているが、直接の金銭的被害回復を命じることではない。これに対して消費者団体は、15 の認証消費者団体が差止訴権を有し、また事業者の違法行為について私訴権を有する。これに加えて、認証消費者団体による集団的消費者被害回復訴訟制度（グループ訴権）が制定され、既に 10 件前後の提訴がなされている。以上のほか、消費者と事業者との間の ADR による紛争解決も重要な役割を果たしている。

（4）イギリス 菅 富美枝（法政大学）

本報告は、各地方公共団体における「取引基準局（Trading Standards）」の役割と機能に着目する。同局は、不公正な取引を行う事業者の刑事責任追及において中心的な役割（捜索・差押え等の起訴準備）を担うと共に、事業者・消費者間の個々の折衝を支援する実質的機能を果たして

おり、英国における消費者被害救済・抑止法制の中心的な執行主体となっている。また、2014年には、悪質事業者の刑事罰を規定する規則の中に、被害を受けた当該消費者のための民事的権利が加えられた。考察を通して、刑事法と民事法の連関の一つの形、及び、集団としての消費者の利益と同時にそこに埋没させない個人としての消費者の利益確保のあり方を見る。

(5) アメリカ 梶岡 宏成（北海道教育大学旭川校）

本報告においては、アメリカにおける消費者被害の救済の問題について、私人および連邦取引委員会（FTC）などの行政機関からの請求による救済手段を中心に考察を行う。前者については、懲罰的損害賠償をはじめとする多種多様な損害賠償制度に加え、クラスアクション、差止請求などの制度が、各州において存在する。後者については、連邦・州レベルにおいて、行政機関にイニシアチブを与える制度として原状回復請求、不当利得の吐き出し、民事制裁金などがある。時間的な余裕があれば、消費者団体からの請求に基づく救済にも触れたい。

(6) ブラジル 前田 美千代（慶應義塾大学）

ブラジルにおける消費者等の集団的利益保護及びその集団的被害回復に係る制度は、1965年民衆訴訟法、1985年公共民事訴訟法及び1990年消費者保護法典と徐々に拡充されてきた。環境保護など個人への権利帰属を前提としない「拡散的利益」及び「集合的利益」の保護制度が先行する形で、「同種個別的利益」すなわち個人に帰属する権利であるが一束にして裁判上保護する集団的被害回復制度は1990年消費者保護法典により確立され、わが国の消費者裁判手続特例法で採用された二段階方式の母法ともなった。

(7) 中国 白出 博之（弁護士・JICA長期専門家）

中国における消費者被害の抑止救済の手法の多様化は、2013年の新消費者権益保護法に顕著であり（懲罰的賠償・違法収益の吐き出しの強化、違法広告関与者の責任、ネット取引におけるプラットフォーム提供者の連帯責任等）、これらは2015年の新広告法、食品安全法でも拡充されている。中国の消費者被害救済は主に行政庁と消費者協会等が担っているが、その不足を補うべく公益訴訟制度が新設されており、最高人民法院司法解释では私益訴訟原告による公益訴訟裁判の援用と片面的拡張を認めている（事実上の二段階方式）。

関連文献：松本恒雄「消費者被害の賠償・返金と不当収益の剥奪－被害救済とコンプライアンス促進との有機的結合に向けて」鹿野菜穂子・中田邦博・松本克美編『消費者法と民法』（法律文化社、2013）288-299頁

小田典靖「消費者裁判手続特例法の施行に向けて－法律・施行令・施行規則・ガイドラインなどの概要－」現代消費者法 31号（2016年）63-68頁

宗田貴行「搾取的濫用行為と独禁法上の行政及び民事的エンフォースメントドイツ競争制限禁止法における議論を参考にして－（上）」獨協法学 96号（2015年）195-309頁

町村泰貴「フランス・グループ訴権の実例」法政論集 269号（名古屋大学、2017年）

菅富美枝『脆弱な消費者』と包摂の法理（上）－イギリス法、EU法からの示唆－現代消費者法 33号（2016年）47-60頁

梶岡宏成『アメリカ懲罰賠償法』（信山社、2012年）

前田美千代「ブラジル電子商取引法案における安全（セキュリティ）対策、消費者の個人情報とプライバシー－平穏生活権の保障から自己決定権の保障へ－」法学研究 88巻1号（慶應義塾大学、2015年）313-337頁

白出博之「中国民事訴訟法改正の背景と比較法的検討・公益訴訟」吉村徳重・上田竹志編『日中民事訴訟法比較研究』（九州大学出版会、2017年）47-71頁

IV. 開催校ならびに事務局からのお願い

1. オンライン登録システムを利用して、ご参加の旨をご登録ください。

オンライン参加登録の手順（詳しくは 18－19 頁を参照）

- ・ 比較法学会ホームページ（<http://www.asas.or.jp/jscl/>）から登録画面にお入り下さい。
 - ・ 会員番号の入力が必要となります。封筒の送付ラベルにある 004 から始まる 10 桁の番号が会員番号です。また、パスワードは、2010 年に、会費請求時に同封してお知らせしております。お忘れの方、また、2010 年度以降のご入会の方は、ホームページトップ上掲の「会員情報変更」→「オンライン会員登録はこちらから」→「パスワード問い合わせ」（<https://feb.db-boss.com/asas/user/reset.asp>）より発行してください。
 - ・ 2010 年度からの試みであることから所定のファックスでの登録（20 頁）も受付けますが、事務作業の効率化のため、可能な限り、オンライン登録をご利用ください。
 - ・ 登録方法が不明な場合は、学会支援機構（TEL:03-5981-6011）までご連絡ください。
 - ・ 登録のめ切は、オンライン・FAXともに、5月15日（月）必着とさせていただきます。
 - ・ 参加登録なしに来場される会員の方が多く、受付の遅延・資料の不足等、運営に支障を来しております。お手数でも、ご登録をお願いいたします。
2. 両日の昼食としてお弁当を手配します（各日 1,000 円）。 ご入用の会員は、参加登録と併せてお申込みください。お支払いは、当日、現金にて承ります。
なお、6月4日（日）は、学内の食堂は営業していません。
 3. 第1日終了後に懇親会を開催します（会費 5,000 円）。 出席される会員は、参加登録と併せてお申込みください。お支払いは、当日、現金にて承ります。
 4. 会場への経路は 21－22 頁をご参照ください。
 5. 報告会場の変更などは、当日受付でご案内します。
 6. 会場に関する事前の問い合わせは、下記をお願いいたします。
東京都千代田区神田駿河台 1-1 明治大学研究棟 208 室 佐々木 秀智
TEL: 070-6559-3900 E-mail: hsasaki@meiji.ac.jp

【事務局からのお知らせ】

比較法学会の会員管理業務は、一般社団法人・学会支援機構に委託しています。所属変更・入会申込・退会・雑誌購読等のご連絡は、同機構・比較法学会係宛をお願いいたします。その他のお問い合わせに限り、学会事務局にご連絡ください。

一般社団法人 学会支援機構 比較法学会係

〒112-0012 東京都文京区大塚 5-3-13 小石川アーバン 4 階

E-mail : hikakuhou@asas.or.jp

TEL : 03-5981-6011 FAX : 03-5981-6012

比較法学会事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学社会科学研究所 齋藤哲志

V. オンライン参加登録の手順について

- ① 比較法学会ホームページ (<http://www.asas.or.jp/jscl/index.html>) から、総会参加登録ページへアクセスしてください。クリックしますと以下の画面が表示されます。

Academic Societies

比較法学会 第80回総会 参加登録

日程	2017年6月3日(土)～4日(日)
開催地区	東京都千代田区神田駿河台1-1
会場	明治大学 駿河台キャンパス
参加登録の締切は、2017年5月15日(月)です。	

①年会費請求書や封筒に印字されている004から始まる10桁の数値が会員番号です。

②パスワードは、2010年度第1回目の会費請求書に同封の「登録情報ログインパスワードに関するお知らせ」にてご案内しております。

以下のフォームに会員番号(ハイフンなし10桁)とパスワードを入力してログインボタンをクリックしてください。

ログイン情報

会員番号

パスワード

ログイン

キャンセル

③2011年度以降のご入会の方で、パスワードが不明の方はこちらから発行手続きをお願い致します。

④パスワードを紛失された場合には、左記の[パスワード問い合わせ]から再発行の手続きをお願いします。

パスワードがわからない方はこの下の「パスワード問い合わせ」をクリックしてください。

パスワード問い合わせ

② 入力フォームの手順

比較法学会 第80回総会 参加登録

日程	2017年6月3日(土)～4日(日)
開催地区	東京都千代田区神田駿河台1-1
会場	明治大学 駿河台キャンパス
参加登録の締切は、2017年5月15日(月)です。	

(*) このマークは必須項目です。

(1) このマークは連記英字が所属名と必要項目です。

基本情報		
氏名(漢字) (*)		※姓と名の間は全角スペースを空けてください。例) 李会太郎
氏名(カナ) (*)		※全角カタカナで、姓と名の間は全角スペースを空けてください。例) リ会太郎
所属機関名 (*)		※大学名、協会名等をご入力ください。
所属部署名		※学部名、部署名等をご入力ください。
所属部署名		※講座名、研究室名、部署名等をご入力ください。
連絡先情報		
連絡先 (*)	※自宅 ※所属	※自宅が所属のどちらかを選んだ上で、その住所(所在地)を入力ください。
郵便番号 (*)		※ハイフンなし10桁数字でご入力ください。例) 1134567
都道府県 (*)	選択してください *	
住所(市区町村～番地) (*)		
住所(ビル名など) (*)		
メールアドレス (*)		※半角英数字でご入力ください。
電話番号 (*)		例) 03-1111-2222
FAX番号		例) 03-9999-8888

登録画面に入りますと現在、学会支援機構に登録されているご自身の氏名・所属機関・住所の情報が表示されます。

③ 参加情報入力の手順

5.お申し込み

Q1. 第1日目（6月3日（土））にご参加の有無についてお知らせ下さい。（*）

☐ 参加する
☐ 参加しない

Q2. 【Q1で「参加する」と選択された方】は、第1日目（6月3日（土））午前 部会ごとの参加区分を選択して下さい。

☐ 青年部会（1）
☐ 青年支部会（2）
☐ 大連支部会
☐ 社会主義・アジア支部会

Q3. 【Q1で「参加する」と選択された方】は、第1日目（6月3日（土））午後 委員会、ミニ・シンポジウムのご参加区分を選択して下さい。

☐ A「法の支配のヒストリー」
☐ B「同性カップルと家族形成」
☐ C「アジア経済における観光産業をめぐる法的課題」

Q4. 第2日目（6月4日（日））にご参加の有無についてお知らせ下さい。（*）

☐ 参加する
☐ 参加しない

Q5. 【Q4で「参加する」と選択された方】は、第2日目（6月4日（日））午前の部 シンポジウムのご参加の有無を選択して下さい。

☐ 参加する
☐ 参加しない

Q6. 【Q4で「参加する」と選択された方】は、第2日目（6月4日（日））午後の部 シンポジウムのご参加の有無を選択して下さい。

☐ 参加する
☐ 参加しない

Q7. 第1日目（6月3日（土）） お弁当（1,000円）（*）

☐ 要
☐ 不要

Q8. 第2日目（6月4日（日）） お弁当（1,000円）（*）

☐ 要
☐ 不要

Q9. 第1日目（6月3日（土）） 昼晚餐（参加費 3,000円）（*）

☐ 参加する
☐ 参加しない

Q10. 法政大学経済学系 シンポジウムのメールでのご案内「現在準備中」の希望（登録後に取得可能となります。）（*）

☐ 希望する
☐ 希望しない

①（＊）は必修選択の項目となりますので、選択漏れの無いようにお願い致します。

② Q1 で「参加する」と選択された方は、Q2、Q3、Q4 へお進み下さい。

③ Q1 で「参加しない」を選択された方は、Q4 へお進み下さい。

④ Q4で「参加する」と選択された方は、Q5、Q6へお進み下さい。

⑤ Q4 で「参加しない」を選択された方は Q7 へお進み下さい。

⑥ 最後に「確認画面へ」を押して、参加登録内容の確認を行って下さい。

④ 参加登録内容の確認

基本情報	
氏名（漢字）	学会 支部
氏名（カナ）	カッカイ ケロフ
所属機関名	学会支店福岡
所属部署名	
所属科課名	
所属支部情報	
通信先	自宅
郵便番号	1120012
都道府県	東京都
住所（市町村村～番地）	文京区大塚3-3-13
住所（ビル名など）	ユニソ小石川アーバン4階
メールアドレス	kekai@unimes.org
電話番号	03-5901-6011
FAX番号	03-5901-6012
その他情報	
Q1: 第1日目：6月3日（土） ご参加の有無についてお知らせ下さい。 参加する	
Q2: 「Q1で「参加する」と選択された方」は、第1日目：6月3日（土） 午前 支部の参加区分を選択して下さい。 東京支部（1）	
Q3: 「Q1で「参加する」と選択された方」は、第1日目：6月3日（土） 午後 会員会、ミニ・シンポジウムの参加区分を選択して下さい。 A「過去の会史のヒストリー」	
Q4: 第2日目：6月4日（日） ご参加の有無についてお知らせ下さい。 参加する	
Q5: 「Q4で「参加する」と選択された方」は、第2日目：6月4日（日） 午後の部 シンポジウムのご参加の有無を選択して下さい。 参加する	
Q6: 「Q4で「参加する」と選択された方」は、第2日目：6月4日（日） 午後の部 シンポジウムのご参加の有無を選択して下さい。 参加する	
Q7: 第1日目：6月3日（土） 出席費（1,000円） 無	
Q8: 第2日目：6月4日（日） 出席費（1,000円） 無	
Q9: 第1日目：6月3日（土） 登録費（参加費、5,000円） 参加する	
Q10: 比較法政策研究会、シンポジウムのメールでのご案内（現在準備中）の希望（登録後に配信停止も可能です。） 希望する	

登録内容をご確認下さい。

左記に標記された参加登録内容でよろしければ、登録ボタンを押してください。登録後、登録完了のメールがお手元に届きます。それで参加登録受付は終了です。

※ この頁をコピーして、FAXでの登録にご利用ください。※

可能な限り、オンライン登録（18-19 頁）をご利用ください。

一般社団法人学会支援機構内 比較法学会係 行

FAX : 03-5981-6012

(該当箇所には☑印を記入)

第1日 6月3日(土)

☐ 参加する ☐ 参加しない

午 前 / 部 会 報 告 : ☐ 英米法部会 (1)
☐ 英米法部会 (2)
☐ 大陸法部会
☐ 社会主義法・アジア法部会

会 員 総 会 : ☐ 出席 ☐ 欠席

午 後 / ミニ・シンポジウム :
A「法の支配のヒストリー」
B「同性カップルと家族形成」
C「アジア諸国における観光立国をめぐる法的諸問題」

第2日 6月4日(日)

☐ 参加する ☐ 参加しない

シンポジウム「消費者法の発展—被害の救済方法と抑止方法の多様化」

☐ 午前・午後ともに参加 ☐ 午前のみ ☐ 午後のみ

◆ お弁当（各日 1,000 円。当日、現金にてお支払いください。）

第1日目: ☐ 要 ☐ 不要 第2日目: ☐ 要 ☐ 不要

◆ 懇親会（第1日 18:00～20:00。会費 5,000 円。当日、現金にてお支払いください。）

☐ 参加する ☐ 参加しない

(変更のある方は☑印を記入)

☐ 氏名:

☐ 住所:

☐ 所属:

☐ メールアドレス:

※準備の都合上、5月15日(月)までに到着するようにご送信ください。

明治大学・駿河台キャンパスへのアクセス



明治大学・駿河台キャンパス キャンパスマップ

